

新旧対照表

【変更前】

名 称					戸出西部金屋地区地区計画				
位 置					高岡市戸出西部金屋、オフィスパーク、グリーンパーク及び戸出石代の各一部				
面 積					約38.8ha				
地区計画の目標					<p>当地区は、市南部の戸出地区の北陸自動車道高岡砺波スマートインターチェンジ北側約500mに位置した交通利便性に優れた地区であり、地区内には、産業業務団地（高岡オフィスパーク）等が立地している。</p> <p>広域交通網の有効活用の観点から、高速道路インターチェンジの近傍である当地区において、産業業務施設及び物流業務施設の集積を主体とした計画的な土地利用を図ることとしている。</p> <p>このため、地区計画を定めることにより、用途混在による環境の悪化を防止し、産業・物流業務地区としてふさわしい土地利用の規制、誘導の実現を目標とする。</p>				
区域の整備、開発及び保全に関する方針	土地利用の方針				<p>当地区を次の地区に区分し、それぞれの特性に応じた土地利用を誘導する。</p> <p>産業・物流業務地区（A地区・B地区）は、産業業務施設及び物流業務施設を主体とした土地利用を図る。</p> <p>公共施設地区（C地区）は、公共施設を主体とした土地利用を図る。</p>				
	地区施設の整備方針				<p>地区施設については、道路の適正な配置に努めるとともに、周辺環境に配慮しながら地区の安全性の確保及び利便性の向上に努める。</p> <p>公共施設については、その機能が損なわれないように、維持・保全を図る。</p>				
	建築物等の整備方針				<p>建築物の用途の混在による産業環境の悪化を防ぐため、<u>建築物の用途</u>の制限を定める。</p>				
地区整備計画	建築物等に関する事項	地区の区分	地区の名称	産業・物流業務地区（A地区）		公共施設地区（C地区）			
			地区の面積	約17.2ha		約9.2ha			
	建築物等の用途の制限		<p>次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <p>(1) 建築基準法別表第二（い）項第一号から<u>三号</u>に掲げるもの。（ただし、社宅は除く。）</p> <p>(2) 建築基準法別表第二（ほ）項第二号に掲げるもの。</p> <p>(3) 建築基準法別表第二（<u>を</u>）項第六号に掲げるもの。</p>						

下線：変更箇所

【変更後】

名 称					戸出西部金屋地区地区計画				
位 置					高岡市戸出西部金屋、オフィスパーク、グリーンパーク及び戸出石代の各一部				
面 積					約38.8ha				
地区計画の目標					<p>当地区は、市南部の戸出地区の北陸自動車道高岡砺波スマートインターチェンジ北側約500mに位置した交通利便性に優れた地区であり、地区内には、産業業務団地（高岡オフィスパーク）等が立地している。</p> <p>広域交通網の有効活用の観点から、高速道路インターチェンジの近傍である当地区において、産業業務施設及び物流業務施設の集積を主体とした計画的な土地利用を図ることとしている。</p> <p>このため、地区計画を定めることにより、用途混在による環境の悪化を防止し、産業・物流業務地区としてふさわしい土地利用の規制、誘導の実現を目標とする。</p>				
区域の整備、開発及び保全に関する方針	土地利用の方針				<p>当地区を次の地区に区分し、それぞれの特性に応じた土地利用を誘導する。</p> <p>産業・物流業務地区（A地区・B地区）は、産業業務施設及び物流業務施設を主体とした土地利用を図る。</p> <p>公共施設地区（C地区）は、公共施設を主体とした土地利用を図る。</p>				
	地区施設の整備方針				<p>地区施設については、道路の適正な配置に努めるとともに、周辺環境に配慮しながら地区の安全性の確保及び利便性の向上に努める。</p> <p>公共施設については、その機能が損なわれないように、維持・保全を図る。</p>				
	建築物等の整備方針				<p>建築物の用途の混在による産業環境の悪化を防ぐため、建築物等の用途の制限を定める。</p>				
地区整備計画	建築物等に関する事項	地区の区分	地区の名称	産業・物流業務地区（A地区）		公共施設地区（C地区）			
			地区の面積	約17.2ha		約9.2ha			
	建築物等の用途の制限		<p>次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <p>(1) 建築基準法別表第二（い）項第一号から<u>三号</u>に掲げるもの。（ただし、社宅は除く。）</p> <p>(2) 建築基準法別表第二（ほ）項第二号に掲げるもの。</p> <p>(3) 建築基準法別表第二（わ）項第六号に掲げるもの。</p>						